

平成28年（ワ）第380号 放送法遵守義務確認等請求事件

原告 宮内正徹

被告 日本放送協会

原告準備書面（三）

2017年3月16日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

弁護士 山下 悠太

第1 被告による放送法違反について

1 はじめに

これまで、被告による放送法違反の事例等を多数述べてきたが、以下では、近時、国民の関心が特に高いと思われる①核兵器禁止条約交渉を開始する国連決議に日本が反対したこと及び②いわゆる慰安婦問題の日韓合意に関する被告の報道が放送法に違反していることについて述べる。

2 核兵器禁止条約交渉を開始する国連決議に日本が反対したことに関する報道の問題

(1) はじめに

ア 2016年10月27日国連総会第1委員会で「核兵器禁止条約の交渉を来年から始める」という決議が採択された（賛成123、反対38、棄権16）が、日本はこれに反対した。

イ その後、同年12月23日には国連総会本会議において、上記交渉を2017年3月から国連で開始するという決議が113カ国の賛成多数で採択された（反対35、棄権13）が、日本はこれにも反対した。

(2) 被告等における報道

ア 被告は、同問題について、同年10月28日放送の「ニュースウォッチ9」（以下、同番組を「NHK」という。）で、約10分間を費やして詳しく報道した。

イ 他方、テレビ朝日も、同日の「報道ステーション」（以下、同番組を「テレビ朝日」という。）で、同じ問題について役1

0分間を費やして報道している。

ウ　そこで、以下では、同問題に関するNHK及びテレビ朝日の番組内容を比較したうえで、被告の報道が、政府・与党の広報のようなものとなっており、「政治的に公平であること」という放送法4条1項2号に違反していることを述べる。

(3) それぞれの番組内容の比較

ア　安倍首相の演説（オバマ前大統領広島訪問時）の取扱い

テレビ朝日は、同演説を紹介し、当時安倍首相が「核兵器のない世界を必ず実現する。その道のりがいかに長くいかに困難なものであろうともかならずやその責任を果たしていく。日本と米国が力を合わせて世界の人々に希望を生み出す灯火となる」と演説したにもかかわらず、核兵器禁止条約交渉に入ることにすら反対するというのは理解できないと批判した。

他方、NHKは、安倍首相の上記演説の紹介自体がなく、同演説の内容と国連決議に反対したことの矛盾を指摘することはしなかった。

イ　関係者の発言の取扱い

(ア) NHK及びテレビ朝日が報道した発言者

NHK：①オーストリア　クグリッツ軍縮大使、②フィン
ICAN事務局長、③田中熙巳日本被団協事務局長、
④坪井直日本被団協代表委員

テレビ朝日：①オーストリア　クグリッツ軍縮大使、②フ
ィン ICAN事務局長、③田中熙巳日本被団協事
務局長、④ウッド　アメリカ軍縮大使（アメリ

カの反対意見表明)、⑤ノーラン アイランド
軍縮担当局長、⑦被爆者谷口稜暉、⑧原田浩元
広島平和記念資料館館長

(イ) 評価

NHK及びテレビ朝日のいずれも、日本政府が反対したことに批判的な発言を引用している。しかし、報道の分量は、テレビ朝日の方が多く、また内容に関してもテレビ朝日の方が被爆者のより痛切な批判を伝えている。特に、テレビ朝日が紹介した上記⑧原田浩元広島平和記念資料館館長の「『唯一の被爆国』なんて言葉は使って欲しくありません。被爆国として何をすべきなのか、そこのところはやっぱり押さえた上で精一杯行動に移してくれるというのが日本に与えられた責務ではないかと思います。」という鋭い批判はNHKでは報道されなかった。

ウ 専門家インタビューの取扱い

専門家へのインタビューについては、NHKは明治学院大学教授高原孝生教授の発言を、テレビ朝日は共同通信・太田昌克編集委員の発言を伝えている。以下、紹介した発言を引用する。

(ア) 高原教授 (NHK)

反対は残念だった、賛成を期待し、せめて棄権に回ってくれることを期待した。しかし、今回はアメリカからの強いプレッシャーがかかったということで、日本がどう独自性を主張できるか見守っていた。今後は主体性を発揮しようとするならば今回は『貸しを作った』と、要求をうけて反対に回ったのだからここ

から先は一步二歩行きますよと言ってもいい。核をゼロにする。そこはぶれない方がいい。そのための手段として絶対に使わせない、使ってはいけない兵器と言いつける必要がある。

(イ) 太田編集委員 (テレビ朝日)

「日米関係が核の抑止力に根ざしているということは基本認識として、今回はそれを全面に出して『決議案に対してイエスというノーと言え』。(米国は) 相当な危機感を抱いてこの文書が書かれていることがよく分かります。ぎりぎりのタイミングで反対か棄権か悩んでいる日本政府に対してお前のところの核廃絶決議案に対し我々 (米国) は『賛成票を投じるんだ』と、(日米の) パーターが今回成立していた可能性が極めて高い。日本の核軍縮政策について国際社会が耳を傾ける際に極めて重要であった日本のブランド被爆体験に根ざした反核の訴え、非核の理念、倫理これが損なわれてしまう恐れが多分にあると思う。

(ウ) 評価

テレビ朝日が紹介した太田編集委員のコメントでは、アメリカの強い要請で日本が反対したことが、日本の非核の理念・倫理が損なわれる恐れがあると懸念を述べているのに対し、NHKが紹介した高原教授のコメントは、日本が反対したことについて「非常に残念」としつつも、日本政府の今後の対応として「アメリカに貸しを作った」のだから、そこから「一步二歩行きますよと言ってもいい」と述べるのみであり、政府の今回の対応を正面から批判する内容とはなっていない。

エ 国連総会委員会でのアメリカ代表の主張の報道

テレビ朝日は、ウッド軍縮大使の「安全保障のために核兵器に依存している国がなぜ核兵器を悪とし交渉に参加することができるのか？他のすべての国にも同じことを行うよう強く求める。」というアメリカの強引かつ理不尽な主張を伝えているが、NHKは、これを報道していない。これを伝えれば、アメリカの強引かつ理不尽な主張が誰の目にも明らかになるので、NHKはあえて伝えなかったのではないかと邪推したくなるほどである。

オ 政府の立場・主張をどう伝えたか

NHK及びテレビ朝日はいずれも、今回、日本が反対したことについて、佐野利男軍縮大使の「核軍縮を進める上で核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する客観的な認識の双方がバランスよく考慮されるべきだ」という委員会での発言及び岸田文雄外相の「(具体的措置で)核兵器のない世界を目指すという我が国の基本的立場に合致せず、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長しその亀裂を深めるものであるからです」という発言を紹介している。

NHKは、これ加えて、日本が核廃絶の取り組みの柱に据えているのはNPT（核拡散防止条約）であり、日本はNPTの枠組みの中で段階的な核軍縮を目指してきたことを強調している。さらに、菅官房長官の「この決議案は、作成段階から核兵器国である米国、英国、フランス、ロシア及び中国いずれも関与していない。このようなアプローチでは核兵器国と非核兵器国の亀裂をさらに深めてしまう。核兵器のない世界の実現を遠のかせてしまう

のではないかと思っている。」という発言を伝えて、政府の立場を擁護するものとなっている。

(4) 問題点

テレビ朝日が政府の対応について批判的な発言等を多数紹介し、法的に禁止する方向に動かなければいけないとまとめているのに対し、NHKは、核保有国を突き動かす責任があるとは伝えているものの、「段階的核軍縮」というやり方で具体的な成果を挙げることが大事として、日本が反対投票したことについては実質的に容認している。この点、テレビ朝日の報道とは対照的である。

このように、被告の報道姿勢は、政府・与党の広報のようなものとなっており、「政治的に公平であること」という放送法4条1項2号に違反するものである。

3 いわゆる慰安婦問題に関する報道について

(1) はじめに

被告は、「クローズアップ現代+」(2017年1月24日放送。以下、「本件番組」という。)において、いわゆる慰安婦問題に関する日韓合意について報道した。しかし、その内容及び編集方法は、以下のような問題点があり、放送法に違反する。

(2) 問題点

ア 日本からの「支援金」を受け取った3人の元「慰安婦」とその家族の声だけを取り上げたことについて

本件番組では、「支援金」を受け取った元「慰安婦」のうちの3人とその家族の声だけを取り上げている。

ところが、元「慰安婦」のうち10人は、今回の「日韓合意」は日本の法的責任を認めた謝罪ではないとして、2016年1月29日に国連人権機構に審査を請願している（『聯合ニュース』2016年1月28日）。また、同年3月27日には、生存する元「慰安婦」29人とその家族及び元「慰安婦」の遺族など41人が違憲の憲法訴願をしている（『聯合ニュース』2016年3月28日）。

本件番組で、こうした元「慰安婦」やその家族の声を全く伝えることなく報道したことは、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めた放送法4条1項4号の規定に違反する。

イ 多様な論説を掲げた韓国メディアの中で韓国に非があるとする1紙の論説だけを伝えたこと

本件番組では、「過熱する」世論に対して「冷静さを呼びかける論調も広がっている」として、『韓国経済新聞』主筆のチョン・ギュジュ氏へのインタビューの様子が放送され、「韓国だけが、日本との関係において、過去から一歩も抜け出せないでいる」という同紙の論説が字幕に映された。

しかし、韓国には12の全国紙と9つの経済紙があり、日韓合意に関する評価は一様ではない。

たとえば、全国紙の1つ『東亜日報』は、合意を拒否する被害者や団体の意見も、悩んだ末に異なる対応をした被害者らの選択も、どちらも尊重されるべきだとするコラム記事を掲載している（2017年1月19日）。その上で、当該記事は「日本政府が

10億円と少女像撤去を結びつけるという本末転倒な主張をするならば、日本政府を批判すべきであり、韓国政府を追及する話ではない」と述べている。また、『ハンギョレ新聞』のように日韓合意そのものを根本から批判する韓国紙もある。同紙は、2015年12月30日の社説で、日韓合意には、「慰安婦」問題の解決のためには欠かせない徹底した真相究明、責任者に対する審判、事実に基づく明確な謝罪、被害者に対する賠償、関係資料の公開、教科書記述などを通じた再発防止策などが合意には一切、含まれていない」と指摘し、ドイツのホロコーストに対する記憶と反省を例に挙げながら、「重要な歴史的犯罪に終止符などありえない」と述べている。

このように韓国紙の中にも様々な意見があり、日韓合意の行き詰まりの原因はもっぱら韓国政府や韓国の市民社会の過熱した運動にあるとみなすのは極めてまれである。ところが、被告は、そうしたごく一部の経済紙の主筆だけを登場させ、「日韓合意の履行が行き詰っている原因は過熱した韓国社会の極端な主張にある」という論調が韓国のメディアの中で広がっているかのように伝えるのは、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とする放送法4条1項4号の規定に違反する。

ウ 釜山に少女像が設置された経緯が歪められていたこと

本件番組では、釜山に少女像が設置された経緯について、「政権のスキャンダルが次々と明らかになる中、国民の怒りが噴出。大統領を職務停止に追い込み、これまでの政策すべてを否定する勢

いです。」「こうした政治的な空気の中で、プサンの日本総領事館前に少女像は設置されました」というナレーションを付けて放送した。

このような解説は、釜山に少女像が設置されたのは、2016年秋から起こった朴大統領に対する韓国市民の抗議行動の空気の中からだという印象を視聴者に抱かせるものである。

しかし、事実経過は全く異なっている。釜山では、日韓合意（2015年12月28日）直後の2016年1月6日から日韓合意に反対する大学生や高校生ら若い世代を中心に、「人間少女像ひとりデモ」がはじまり、3月には「未来世代が建てる少女像推進委員会」が発足した。同委員会は直ちに釜山の大学や市民に呼びかけて少女像建設のための募金活動を続ける一方、6月9日から8月23日まで釜山市民を対象にオンライン・アンケート調査を行っている。その調査結果によると回答した1168人の市民のうち、92.1%が日本総領事館前に「平和の少女像」を設置することに賛成したとのことである。このアンケート結果を踏まえて、推進委員会は、日本総領事館前周辺の道路を管轄する東区と設置の許可を求める協議を進めた（以上、『ハンギョレ新聞』2016年8月25日参照）。すなわち、釜山に少女像を設置する準備は、2016年秋の朴大統領弾劾要求へと続く市民の抗議行動が起こる半年以上前から取り組まれたのである。それにもかかわらず、釜山の若者や市民の運動を、朴大統領に対する抗議行動の「空気」の中から生まれたと解説するのは事実経過を歪めるものである。

したがって、本件番組は、放送法4条1項4号の「報道は事実をまげないですること」との規定に違反する。

エ 日本側の問題に全く触れなかったこと

本件番組では、日韓合意が行き詰まっている原因は、もっぱら韓国側にあるという見立てで報道されているが、このような見立ては、日本側からの見立てであり、必ずしも韓国社会や国際社会で共有されているものではない。

韓国の世論やメディアの間では、日本の見立てとは違った見方がされていることは、前述のとおりである。そのほか、韓国の丁世均（チョン・セギョン）国会議長も、本年1月16日、フィジーで開催されたアジア太平洋議員フォーラムで中曽根弘文参議院議員らと会談した際、「多くの韓国人は安倍晋三首相の慰安婦関連の発言や立場について、大変残念に思っているのが事実」と指摘、「それが恐らく状況を悪化させている要因ではないか」と述べている（『聯合ニュース』2017年1月16日）。

また、国連女子差別撤廃委員会も日韓合意後（2016年3月7日）にまとめた「慰安婦問題」に関する最終見解の中で、日本の指導者や当局者が「慰安婦」問題に対する責任を軽く見るような発言を行い、被害者に再び心理的な苦痛を与えている、と指摘している。

さらに、韓国の「和解・癒やし財団」が安倍首相に、元「慰安婦」宛に直接、謝罪の手紙を出すよう求めたのに対して、安倍首相は2016年10月3日の衆院予算委員会で、「毛頭そのつもりはない」と答弁した。このような答弁に対して、韓国内では政

治的立場の違いを問わず、強い批判、反発が起こっている。本年1月8日に被告が放送した「日曜討論」の収録インタビューで安倍首相は、「日本政府はすでに韓国側が設立した元慰安婦支援の財団に10億円を拠出した。次は韓国にしっかり誠意を示していただかなければならない」と発言し、ソウルの日本大使館、釜山の日本総領事館のそばに設置された少女像の撤去を求めたのに対しても、韓国内では強い批判、反発が起こった。

いわゆる河野談話(1993年)では、「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と謳われた。ところが、日本の中学校の歴史教科書では2011年の検定で「慰安婦」関連記述がすべて消え、2015年の検定で「強制連行を直接示す資料は発見されなかった」という日本政府の見解を併記することを条件に、かろうじて1社の教科書に「慰安婦」関連の記述が復活した。日韓合意が、こうした日本における歴史教育の現実を不問に付したまま、「慰安婦」問題を「最終的・不可逆的に解決する」と謳ったことに韓国社会では批判が起こるのは当然と考えられる。

上記のとおり、本件番組は、日韓合意の行き詰まりの原因はもっぱら韓国側にあるという見立てで編集され、韓国社会から日本政府に向けられた批判は、「過熱」「強硬」「先鋭化」というフレーズで印象付けされ、批判の内容を掘り下げた紹介はまったくなかったのである。こうした編集は「政治的に公平であること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度か

ら論点を明らかにすること」と定めた放送法4条1項2号、同4号の定めに違反する。 以上